

答 申 第 12 号
平成20年 6月24日

松阪市長 下 村 猛 様

松阪市個人情報保護審査会
会長 牧 戸 哲

個人情報の取扱いに関する諮問について（答申）

諮問のあった下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

- 1．松阪市個人情報保護条例第7条第2項第7号及び第3項の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項
- 2．松阪市個人情報保護条例第8条第1項第7号及び第3項の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項

審査会開催日

平成20年6月4日 第8回松阪市個人情報保護審査会

答 申

審 査 案 件	<p>予防接種法に基づく定期の予防接種実施対象者に対し、予診票等の接種勧奨通知を発送するにあたり、松阪市外へ通学児童生徒の名簿及び接種料金自己負担金徴収の判断のため、生活保護受給者名簿の目的外利用について</p>
審 査 会 の 意 見	<p>1．個人情報の目的外利用及び提供に関する制限並びに本人以外からの収集に関する制限の原則の適用を除外することが適当であると認める。</p> <p>ただし、目的外利用及び提供を原則として禁止する条例の趣旨を踏まえ、目的外利用をする必要性やその範囲を十分に検討し、必要以上の個人情報が入部で利用されることのないよう慎重に対応するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう特段の配慮が望まれる。</p> <p>2．1の個人情報を収集及び提供した場合の本人への通知は要しないものと認める。</p>
審 査 内 容	<p>予防接種法に基づく定期予防接種の実施にあたり、学校を通じ児童生徒の保護者宛当該勧奨通知を行うことについての合理性が認められ、さらに感染症のまん延防止のため、市外校に通学する児童生徒についても同様の勧奨通知が要すると解され、そのための市外通学者名簿の利用は、公益上の必要性が認められる。</p> <p>高齢者インフルエンザ予防接種自己負担金の徴収の要否について、医療機関窓口からの照会対応ため、生活保護受給者名簿を備える合理的な理由があり、接種手数料支払時においても事務の効率化等の公益上の必要性が認められる。</p> <p>以上のことから上記のとおり意見を取りまとめた。</p>
審 査 日	平成20年6月4日(水)
個人情報取扱事務 の 名 称	予防接種事務
利用する個人情報 の 項 目	松阪市外通学(組合立多気中学校は除く)の小学校4年、小学校6年、中学校1年に通学している児童生徒 生活保護を受給している60歳以上の市民
事 務 の 目 的	<p>感染症の流行の抑制を目的とし、一定集団の予防接種率の向上のため、定期予防接種対象者に種類・期日等の通知を行い、接種を勧奨する。</p> <p>生活保護受給者の接種料金を全額補助することにより、個人の発病又は重症化を防止し、そのまん延予防を図る。</p>
所 管 課 (室) 等	<p>保健部 健康推進課</p> <p>福祉事務所 保護課</p> <p>教育委員会 学校支援課</p>